

インフルエンザの対応について

厚生労働省の発表によると、他県でインフルエンザ B 型の罹患者が増えている様子です。ゴールデンウィークに県外へお出掛けする人も多いと思いますので、十分ご注意ください。

さて、インフルエンザに罹患し出席停止となった児童が登校する際、これまでは医療機関からの治癒証明書の提出をお願いしておりましたが、今年度 4 月より、治癒証明書に替わる対応として、「インフルエンザ経過報告書」を提出していただくようになりました。

「インフルエンザ経過報告書」につきましては、記載内容の一部について医療機関にて記入し、保護者の方へお渡しいただくよう市教育委員会より市医師会へ協力をお願いしておりますが、医療機関により対応が異なる場合がありますことから、医療機関で報告書をいただけない場合には、学校へお問い合わせいただくか、宇都宮市ホームページ及び峰小学校ホームページに掲載してある報告書に必要事項を記入し、登校の際に学校へご提出ください。

※インフルエンザ以外の感染症に罹患し出席停止となった児童が登校する際には、これまで同様、治癒証明書を提出いただきますようお願いいたします。

インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで。

※発症した次の日を 1 日目として 5 日間は出席停止となる。
発症後 4 日目以降に解熱した場合には、解熱後 2 日間（幼児にあっては 3 日間）を経過するまで出席停止となるため、5 日間を越えての出席停止となる。

発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症した後 5 日登校不可								
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○
発熱	→ 解熱		×	×	×	○	○	○
発熱	→ 解熱			×	×	○	○	○
発熱	→	→	→	→	×	×	○	○
				解熱	解熱後 2 日間			
発熱	→	→	→	→	→	×	×	○
					解熱	解熱後 2 日間		

★ 1 日のうちで発熱したり下がったりした場合は、発熱期間とします。